

和福障第1号
令和5年4月3日
(2023年)

指定障害福祉サービス等事業所 管理者 様

和歌山市長 尾花 正啓
(公印省略)

前年度実績等に係る基本報酬及び加算の届出について

平素は本市障害福祉行政に多大なご尽力を賜りありがとうございます。

標記につきまして、前年度実績等に係る基本報酬及び加算について以下のとおり届出を行ってください。なお、別添のとおり、令和5年度における就労系障害福祉サービスの基本報酬算定に係る実績の算出については新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた間の実績を用いないことも可能とします。ただし、本特例を用いる場合、通常の届出書に加えて「令和5年度における就労系障害福祉サービスの基本報酬（新型コロナウイルス感染症対策特例）に関する届出書」及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことが確認できる書類の提出が必要になります。

1. 提出期限 令和5年4月17日（月）【郵送の場合は当日消印有効】

2. 提出方法 郵送または持参
※本通知による届出書類は、令和5年3月24日付け和福障第3252号による届出書類（従業者の員数等の報告）とあわせて提出してください。その際、重複する書類は省略していただいてもかまいません。

3. 届出について

(1) 対象事業所

療養介護、生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立訓練（機能・生活）、共同生活援助、施設入所支援、地域移行支援

(2) 届出が必要な事業所

基本報酬に関する届出は全ての対象事業所が届出必要。加算については前年度実績等により4月から加算の変更が生じる場合に届出が必要です。

前年度実績等による対象加算は「別紙」で該当する事業の欄を確認の上、変更がある場合は(3)の提出書類を提出してください。

※基本報酬に関する届出は全ての対象事業所が届出必要ですが、加算については変更がない場合は届出は不要です。

(3) 提出書類について

【基本報酬に関する届出に関する必要書類】及び【前年度実績等により加算の変更がある場合の届出必要書類】は、別添の「加算等の届出に必要な書類一覧」で必要書類を確認し、以下の市ホームページから様式をダウンロードして作成してください。

障害福祉サービス事業等の指定・変更・休廃止等（ページ番号 1000838）

http://www.city.wakayama.wakayama.jp/kurashi/shinseisyo_dl/1000409/1000387/1000838.html

4. 留意事項

- ・ 基本報酬の届出に際して新型コロナウイルス感染症対策特例を用いる場合、通常の届出書に加えて、「令和5年度における就労系障害福祉サービスの基本報酬（新型コロナウイルス感染症対策特例）に関する届出書」及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことが確認できる書類の提出が必要になります。新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことが確認できる書類は、新型コロナウイルス感染症により売上や営業日が少なかったこと、取引相手が新型コロナウイルス感染症を受けたことにより仕入先を変更したこと、新型コロナウイルス感染症の影響により障害者の求人募集や実習の受入れ先が少なくなったこと、新型コロナウイルス感染症の影響により離職が生じたことなど、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた前後の状況の相違が分かるものを提出してください。
- ・ 期限内に提出がない場合は、令和5年4月からの算定はできませんのでご注意ください。
- ・ 提出が不要な場合でも、前年度実績を確認し、報酬区分及び加算の要件を満たすか必ず確認してください。後々満たしていなかったことがわかった場合、過誤調整等の対象となります。
- ・ 当該届出により、令和5年4月から遡及適用となるのは、前年度実績に基づき決定される報酬区分及び加算のみです。前年度実績に基づかない加算（例：福祉専門職員配置等加算）については、通常通りの取扱いとなります。

★加算等の算定される単位数が「増える」場合
届出が月の15日以前に行われた場合…翌月から算定開始
届出が月の16日以降に行われた場合…翌々月から算定開始

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

和歌山市福祉局社会福祉部

障害者支援課 指定審査グループ

事業所指定担当

Tel : 073-435-1060 Fax : 073-431-2840

Mail : shogaishashien@city.wakayama.lg.jp